

安全保障理事会決議 1851 (2008)

2008年12月16日、安全保障理事会第6046回会合にて採択

安全保障理事会は、

ソマリアの情勢に関する安保理の従前の諸決議、特に決議1814(2008)、1816(2008)、1838(2008)、1844(2008)および1846(2008)を想起し、

最近6か月間におけるソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗事件の劇的な増加ならびに船舶に対する海賊行為および海上武装強盗がソマリアへの人道援助の迅速、安全かつ効果的な引渡に与える脅威に深刻な懸念が継続し、特にケニア沖500海里のシリウス星号の乗っ取りやそれに続くタンザニアの東での未遂で立証されたように、ソマリア沖の海賊の攻撃が、より洗練され、大胆になり、地理的範囲も拡大していることに留意し、

国際法に従った、漁業を含む沖合の天然資源に関するソマリアの権利を含む、ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、

海賊行為および海上武装強盗ならびにその他の海洋での活動と戦うための適用可能な法的枠組を規定した1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約(以下「条約」)に反映された国際法を更に再確認し

ソマリアにおける危機的状況、および海賊を阻止又は海賊を訴追することの禁止若しくは巡回するためおよび国際的航路およびソマリア領海を含むソマリア沖の水域の安全を確保するための暫定連邦政府(TFG)の能力の欠如を再び考慮し、

国際社会にソマリア領および空域で海賊行為および海上武装強盗を計画、促進又は着手する者を阻止するためのあらゆる必要な措置を講じることでTFGを援助することを要請するソマリア大統領からの2008年12月9日の書簡および安保理の援助に対しTFGの安全保障理事会に対する謝意を表明した2008年9月1日のソマリア大統領発国連事務総長宛書簡を含む沿岸沖の海賊に対処するため国際的な援助を求めるTFGからの要請に留意し、ソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗に対する戦いに他国および地域的機構と共に活動するTFGの意思を表明し

ソマリア沖の海賊と戦い、ソマリア向けの攻撃を受けやすい船舶を保護するEUアタランテ作戦の開始並びに北大西洋条約機構およびTFGと協力してソマリア沖の海賊を鎮圧するため国家の能力で行動しているその他の国の取り組みを歓迎し、

エジプト政府、ケニア政府、およびソマリア事務総長特別代表並びに国際連合薬物犯罪事務所(UNODC)の、ソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗の原因、能力および事件を除去する効果的な措置を成し遂げるための最近の発案をまた歓迎し、その活動を効果的に調和させるための現在および将来の対海賊作戦の必要を強調し、

能力、国内法制および逮捕後の海賊の処置方法についての透明性の欠如が、ソマリア沖の海賊に対するより強固な国際的活動を妨げてきており、また幾つかの事件ではそのことが海賊を裁判にかけずに釈放していることに懸念をもって留意し、また1988年の海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約(SUA条約)が、刑事犯罪を引き起こす者、管轄権の設定、武力又はその脅威若しくはその他の脅迫の形態で船を奪取するかその制御を管理する責任を有するか又はその疑いがある者の引渡の受諾について規定することをくり返し表明し、

2008年11月20日のソマリア監視グループの報告書(S/2008/769)を歓迎し、武装集団による禁輸違反への資金供与に海賊が果たし得る役割に留意し、

ソマリア沖の水域における海賊行為および海上武装強盗事件は、同地域の国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けているソマリアにおける事態を激化させていると決定し、

国際連合憲章第7章のもとで行動して

1. ソマリア沖の水域における船舶に対する海賊行為および武装強盗のあらゆる行為を非難し憂慮することをくり返し表明する。
2. そうする能力を有する国家、地域的および国際的機構に対し、とりわけ、本決議、決議1846(2008)および国際法に一致して、海軍艦艇および軍用航空機を展開することにより、ならびにソマリア沖で海賊行為および武装強盗に使われているか又はそのような使用が疑われる合理的な根拠がある、ボート、船舶、武器およびその他の関連物資の没収又は処分を通じて、ソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗に対する戦いに積極的に参加することを求める。
3. ソマリア沖の海賊と戦っているあらゆる国家および地域的機構に対し、法執行官を海賊を留置する意思を持つ諸国、とりわけ同地域の諸国、から乗船させるためにそのような諸国と特別協定又は取極を締結すること、ソマリア領海において法執行官による第三国の管轄権の行使に対するTFGの事前の同意が得られていることおよびそのような協定又は取極がSUA条約の効果的な履行を害さないことを条件としてソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗の活動に対する本決議のもとで実施された活動の結果として拘禁された人物の捜査および起訴を促進することを、要請する。
4. ソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗と戦っているあらゆる国家および地域的機構に対し、ソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗と戦う観点で国家、地域的および国際的機構間で共通の接点として活動する国際的な協力制度を設立することを奨励し、ソマリアに対するWFP海上輸送の長期的な安全および可能な調整とこの点に関してソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗に対処する加盟国および地域的機構を再集結させる国際連合の指導的役割を含むソマリア沖の国際的な航海の長期的な安全を確保するための方法についての将来の勧告が決議1846の採択後3か月以内の事務総長報告に詳述されていることを想起する。
5. ソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗と戦っているあらゆる国家および地域的機構に対し、同地域にソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗に関連する情報を調和させるセンターを創設することを考慮すること UNCTADに一致した効果的な法執行官協定又は取極について合意するためUNODCの支援で地域的な能力を向上させること、また海賊行為および海上武装強盗犯罪を効果的に捜査し起訴するためにSUA条約、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約および同地域の国家が当事国であるその他の関連条約を履行することを、さらに奨励する。
6. 2008年12月9日のTFGからの書簡に対応して、海賊行為および海上武装強盗に対する戦いにおいてTFGと協力し続けている国家を奨励し、海賊行為および海上武装強盗を根絶することにおけるTFGの第一の役割に留意し、決議1846の採択日から12か月間、TFGが事務総長に事前の通知を提供しているソマリア沖の海賊行為および海上武装強盗に対する戦いに協力している国家および地域機構が、TFGの要請に従い、海賊行為および海上武装強盗の活動を抑圧する目的で、ソマリアにおいて適切であるあらゆる必要な措置に着手することができると決定する。ただし、本項の権限に基づいて着手されるいかなる措置も適切な国際人道および人権法に一致して着手されるものとする。
7. 加盟国に対し、TFGの要請および事務総長への通知で、海賊行為および海上武装強盗の犯罪行為を計画、促進又は着手するためにソマリア領域を使用した者を裁判にかける活動能力を強化するため、

TFGを援助することを求め、本項に従って着手されたいかなる措置も適用可能な国際人権法に一致しなければならないことを強調する。

8. 2008年12月11日のケニアのナイロビで開かれたソマリアをめぐる海賊行為に関する国際会議で採択されたコミュニケを歓迎し、加盟国に対し、司法能力を含む海賊行為と戦う同地域における関係国の能力を高めるために活動することを奨励する。
9. 2008年11月20日のソマリア監視グループの報告書に含まれた身代金の高騰がソマリア沖の海賊行為の増加を煽っているとの調査結果および決議733(1992)により設定された武器禁輸の執行の欠如が海賊が使用する武器および弾薬の入手を許し海賊の驚異的な増加を駆り立てていることに懸念をもって留意する。
10. 本決議で与えられた権限は、ソマリアにおける情勢に関してのみ適用され、その他のいかなる情勢に関してはUNCLOSのもとでの何らかの権利や義務を含む、国際法のもとでの加盟国の権利又は義務若しくは責任に影響をあたえるものではないことを確認し、また、とりわけ確立した慣習国際法としては考慮されないことを強調し、また、このような権限はTFGの同意を伝える2008年12月9日の書簡の受領後に生じたことを更に確認する。
11. 決議733(1992)の第5項により課せられまた決議1425(2002)の第1項および2項で詳述された措置は、上記第5項に従った措置に着手している加盟国および地域的機構の使用のみに向けられた武器および軍用装備の供給には適用されないことを確認する。
12. 海運および保険業と協力して仕事を行う国家およびIMOに対し、ソマリア沖の水域を航海している時に攻撃の脅威又は攻撃を受けた際にとる回避、逃避および防衛の最善の実行と助言を発展させ続けることを促し、また国家に対し、海賊行為又は海上武装強盗の実行若しくは未遂又は捕虜から釈放された後直ちに寄った最初の港で、その国民および船舶に適切な裁判で用いられるための捜査を可能とさせることを更に促す。
13. この問題に引き続き取り組むことを決定する。